



全ての職場で働く皆さんへ

過半数代表選を考えよう！

千葉地本管内の各職場では、過半数代表者を決める選挙が、実施されていきます。改めて過半数代表者について考えてみましょう。



労働基準法第36条では、「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし」とあります。

ですから、基本的には労働組合が締結する、若しくは「労働者の過半数を代表する者」と書かれていることに踏まえれば、過半数代表者は労働者の代表とならなければなりません。

その根拠は、厚生労働省ホームページを見れば解ります。

※以下は「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」（2018.12）より

ここも注目

過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者（パートやアルバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 管理監督者でないこと
 - ✓ 36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ **使用者の意向に基づいて選出された者でないこと（※）**
(※会社による指名や、社員親睦会の代表が自動的に選出されること等は不適切な選出となります。)
- さらに、使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮（※）を行わなければなりません。
(※事務機器（イントラネットや社内メールも含む）や事務スペースの提供等)

過半数代表者の選任は

「使用者の意向に基づいて選出された者でないこと」

がポイント！

働く側の代表と思える人に投票することが大事です！